

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 12 日現在

機関番号：30102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25516011

研究課題名(和文) 原発と村落社会の法社会学的研究-下北半島を中心として-

研究課題名(英文) Nuclea power plant and village-Shimokits peninsula

## 研究代表者

林 研三 (HAYASHI, Kenzo)

札幌大学・地域共創学群・教授

研究者番号：60218568

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：青森県東通原発建設は完成までに約40年を費やした。立地地区の白糖漁協内で原発をめぐる対立が続いたのだ。本研究ではこの対立がどういう経緯を経て収束したのか、収束にむかう契機は何であったのかを検証する。他方で山口県祝島では原発反対運動が現在も続いている。この両者の比較から、その差異を指摘するだけでなく、共通項も抽出する。すなわち、原発という外的要因への対応は異なっても、白糖、祝島というムラがそれを「受容」したという点は同じである。

研究成果の概要(英文)：In Aomori prefecture ,the Higashidori nuclear power plant spent approximately 40 years by the completion . Opposition continued over right or wrong of the nuclear power plant in the Shiranuka fishermen's cooperative association of the location district . In this study it was inspected that what kind process this opposition converged . On the other hand ,the nuclear power plant opposition movement continues now in Iwaishima ,Ymaguchi Prefecture . Not only I point out the difference , but also extract a common point from the comparison of Shiranuka and Iwaishima . In other words ,even if the correspondence to the external factor , the nuclear power plant ,is different , it is the same that Mura(the community) dissolved it.

研究分野：法社会学

キーワード：原発 ムラ 漁業補償

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は原発とその立地周辺の村落社会との関係を問うことであった。主たる対象として青森県東通原発の建設をめぐる当該地での対立とその収束過程を、他の原発立地(予定地を含む)との比較から検討することであった。比較対象としては福島県と山口県祝島、大間原発を想定していた。福島は原発事故以後の復興過程にあり、祝島は上関原発反対運動が継続中であった。

東通原発の建設をめぐるはその立地である白糠地区の白糠漁協に当時の資料が保存され、且つ当時の漁協職員が現在も参事として在職中であった。

東通村については研究代表と研究分担者はかつてから調査を継続しており、その研究成果の一部は2010年度日本法社会学会学術大会(於:同志社大学)で「ミニシンポジウム」という形で報告されたし、研究代表による著書『下北半島の法社会学』法律文化社(2013)としても公表している。

現在稼働している東通原発の建設当時の状況を振り返りつつ、他方で一貫して反対運動を継続している祝島の状況やこれから反対運動を進めることが予想された大間原発への函館市の対応も比較対象とする予定であった。

福島県原発事故については、その後の復興事業が続くなか、なぜこういった事故が起こったのかを、原発建設時に立ち戻って考察することも必要であるが、研究開始当初(と現在も)は復興作業が継続中であるので、その状況把握に力点がかけられる。

このように研究対象が分散しているため、東通村や大間原発については研究代表が担当し、福島県の状況については研究分担者にゆだね、さらに祝島については研究代表と分担者、及び研究協力者による合同調査をおこなう予定であった。

### 2. 研究の目的

本研究では原発と村落社会との関係を問うことを目的としていた。その主たる対象は青森県東通原発である。当地は漁村であったので、原発による漁業への影響が当然予想された。この漁業補償問題を中心に当地での原発に関しての対立状況がどういう経緯をたどって収束したのかその過程をあきらかにする。

これに対して、山口県祝島では上関原発への反対運動が続いていたが、白糠と祝島はともに漁村であるので、その差異とともに共通点をも見出すこともこの研究の目的である。さらに大間原発への函館市の提訴に関連して、自治体と原発立地のムラ[集落]の関連を問う視点を模索する。

福島原発事故については、事故後の復旧状況の把握を試みるなかで、地域再生の契機を探求する。

### 3. 研究の方法

研究方法は聞き取り調査と資料収集である。具体的には、東通原発については、この原発が建設された地域の白糠漁協の参事からの聞き取り調査と、当漁協での総会、「対策委員会」の議事録の精査である。既述のように、当該参事はこの原発をめぐる対立が激化していた時期から今日に至るまで漁協職員として勤務してきている。

大間原発についての函館市等による差し止め訴訟については、資料収集とともに函館市の訴訟担当者への聞き取り調査を行った。

上関原発については「上関の自然を守る会」の代表者、及び祝島の「島民の会」の運営委員への聞き取り調査を行った。

福島原発事故の復旧作業については、研究分担者がそれぞれ独自に調査をおこなった。

### 4. 研究成果

戦前白糠漁協は隣接する小田野沢漁協とは一つの漁業組合を構成していたこともあり、現在も両漁協で一つの共同漁業権が免許されている。従って、東通原発問題についても両漁協の合同委員会での対応を村から求められていた。

しかし、小田野沢漁協は立地から離れていることもあり、早くから原発建設を容認していたのに対して、白糠漁協での原発をめぐる議論や対立は長く続いた。

東通村で原発誘致は古く、1965年には村会議での誘致決議がなされている。この前年には当時の通産省が全国200カ所で原発適地調査を実施し、下北半島では白糠、小田野沢地区と六ヶ所村出戸地区が候補になっていた。このことが東通村会議での決議を誘発したとも言われている。

もともと当村は29の集落に分散し、集落間の道路は未整備な部分が多く、村役場も村内にはなく、隣接するむつ市内におかれていた。この状況を解消するための財源確保がこの誘致決議に至ったとも言われている。村会議において原発誘致決議がなされた1965年の翌年に、茨城県の日本原子力発電東海発電所が営業発電を開始している。

1970年に東北電力と東京電力は当地とその周辺を原発立地とし、891ヘクタール(地権者700名以上)を対象とする用地買収に乗り出した。畑地1反が1万円程度であったのが数倍から数十倍に高騰したとも言われている。1973年頃には用地買収は終わり、1981年には東北電力が下北原子力準備事務所を設置し、東京電力と東北電力による第一次計画が発表された。これをうけて、村は電源三法交付金を財源に村内の社会基盤整備を開始する一方で、その翌年から両電力会社は白糠・小田野沢・尻労・猿が森漁協、老部川内水面漁協との漁業交渉に入った。

しかし、最も大きな影響が予想されたのは立地地区である白糠漁協であり、この漁協と

の交渉は難航し長期化した。村は1991年「原発早期実現促進」を全会一致で決議し、1992年当地区で「原発に慎重な立場をとっていた方」〔役場担当者〕の自宅の隣に「原子力発電所立地対策室」をもうける等の手段をとった。

白糠漁協では「対策委員会」を設置し、組合の総代100名がその構成員となった。「対策委員会」内での反対派には専業漁家が多く、おおよそ40～50名ほどが反対の立場を鮮明にしていた。当時の正組員は約500名であったので、その約10%であったが、主として「船を持っていた人」が反対したと言われている。

最終的に決着するまでの経緯を「対策委員会」での議論やその他の白糠漁協の資料から時系列的に整理してみると、以下のようになる。

1976年10月：東京・東北電力会社から海生生物調査の申し入れがあり、白糠・小田野沢漁協合同役員会で対策を協議

同年11月：地区内各集落で説明会を開催

1977年11月：音波障害発生のため海象調査凍結

1978年7月：海象調査再開

1981年12月：東通原発建設計画概要を白糠・小田野沢漁協役員に説明

1982年5月：白糠漁協理事会で漁業交渉については「塾考」とした

11月：総代全員協議会で実態報告

1983年1月：漁協総会で対策委員会設置を提案したが、「凍結」となる。この時は専業漁家の約7割は反対、兼業漁家の多くは賛成

5月：総会で対策委員会設置を可決（248対239）、構成員は組合長らの漁協役員と総代の計111名。

11月：白糠・小田野沢漁協の合同委員会にて両漁協への漁業補償の割合を75：25とすることを確認（この割合は戦前からのもの）

12月：電力会社から補償額38億7000万円が提示されるが、組合内では「話にならない」との評価であった。

1984年1月～2月：対策委員会による研修調査（研修先：泊、大洗、女川）

2月：両漁協の合同委員会において補償額不満回答

3月：対策委員会で補償額再考

6月：合同委員会に補償額54億8000万円の再提示があったが、その5日後の対策委員会で再度補償額上積交渉を決定し、その3日後の合同委員会でも再提示交渉を決定する

8月：合同委員会にて知事斡旋指導を決定する

9月：知事調停額72億6700万円（総会付議確認書を取り交わす）が提示される。

10月13日：第14回対策委員会で漁業権消滅に伴う知事調停額については「塾考」とした。

知事調停案提示後、反対派は「補償額について反対」と「原発そのものについて反対」に分かれる傾向が目立つようになる。

10月21日：対策委員会にて漁業権消滅についての事前同意書配布を議題としたが、定足数不足で流会となる。

10月27日：対策委員会流会、漁協理事会で同意書配布を決定。

1985年1月：同意書を回収、総会の開催を決定

1月31日：白糠漁協総会、「漁業権消滅」、漁業補償など5件の議案があったが、継続審議となる。

2月3日～7日：対策委員会で漁業振興策を議論（県水産部長来席）

2月10日：総会で「漁業権消滅」、漁業補償などの議案が否決される（3分の2の賛成が必要）、主な理由は補償額不足。

3月：臨時総代会で知事斡旋額を再度議論したが結論はでなかった。

6月：村主催の地区懇談会

6月～10月：漁協役員・村・県・電力会社による打開策の話合いが続く。

10月：対策委員会にて、同意書の返却を決定、その上で再度協議することとした。

11月：対策委員会の委員長の交代。反対派が委員長となる。原発の「賛成派は会議では何も意見を述べない、賛成の理由を言える人はいない」

12月22日：対策委員会で電力会社に再交渉に応ずるか否かの回答を求めることを決める。

12月29日：電力会社が再交渉を回答

1986年1月：対策委員会で電力会社からの回答を検討

5月：チェルノブイリ原発事故のため対策委員会の開催を棚上げにする。（このときは賛成派は何も言えない状態であった）

9月：村主催のチェルノブイリ原発事故説明会

1987年7月：対策委員会内で3小委員会を構成し、協定書、漁業補償な

- どについて検討を続行する。
- 1988年1月：対策委員会で知事斡旋の取り下げを決議
- 8月：総会  
電力会社との交渉の継続と理事・監事・総代会に交渉を一任することを決議。
- 10月：「役員総代合同会議」の結成。メンバーは対策委員会と同じだが、漁協組合長〔賛成派〕が長となる。
- 1989年8月：総会、補償交渉と振興対策を上記合同会議に一任する案が提案されたが、流会となる。
- 1990年5月：総会、補償交渉等を対策会議（合同会議）に一任し、対策委員会は解散。一人5000万円を提示し交渉することを決定。
- 9月：対策会議73名、県に1人5000円万円要望を伝える。
- 12月：対策会議、県に漁業補償の再斡旋を要請
- 1991年1月：県が再斡旋を受託
- 5月：白糠・小田野沢漁協の合同会議開催。小田野沢漁協は1984年の斡旋額を1985年に受諾していたので、再斡旋に際して足並みをそろえる必要があった。
- 8月：白糠と小田野沢の配分率（75：25）の再確認
- 1992年5月：「原子力発電所立地対策室」
- 6月：知事斡旋額の提示（補償総額130億円、漁業振興基金40億円、磯資源倍増基金10億円）
- 7月：村主催「東通原発立地促進地区別懇談会」開催
- 8月14日：総会  
原発建設・保守運営の同意  
補償金の受諾  
公有水面埋立同意  
補償協定の締結  
補償金の代理請求・代理受領（小田野沢漁協分）
- 8月21日：漁業補償協定締結
- 8月31日：漁業補償97億5000万円を受け入れる
- 10月：総会  
配分委員会設置  
配分委員会の構成員は対策会議のメンバー全員。  
白糠地区漁業振興策
- 1993年10月：総会  
漁業補償金の配分決定  
賛成377名・反対117名
- 12月：配分委員会を解散

1976年に海象調査の申し入れがあった時から27年を経て原発建設に関わる白糠漁協内の対立は収束した。当初の対立が収束する

ターニングポイントは1988年8月の総会で、それまでの「対策委員会」から「合同会議」に交渉窓口を変更したことである。この変更は1985年に「対策委員会」委員長に反対派の者が就任し、交渉の進展が望めなくなったことによる。しかし、この時期においても反対派は交渉打ち切りとの結論を「対策委員会」で出すことはしなかった。反対派も「絶対反対」と「補償額が不満のため反対」に分かれていたことが影響していたと思われる。

1990年5月の総会で「対策委員会」を解散するとともに1人5000万円の漁業補償を要求することを決定したが、この時には「誰もこの要求が通るとは思っていなかった」と言われていた。賛成派と反対派が双方の思惑のもとでこの総会での議案を承認したのである。

その後二度目の知事斡旋時期が近づくと、前述のように村は「原子力発電所立地対策室」を白糠地区の反対派の隣地に設置した。そこには村役場職員が常駐し、「反対派」への「説得工作」を行った。

1992年6月の再度の知事斡旋額は1人5000万円には達していないが、最初に電力会社が提示した補償額の3、4倍の額であった。そのためのその2ヶ月後の総会で原発建設にかかわる基本的事項は承認されることになった。最後の1993年10月の総会でも反対派は117名いたが、1983年11月の総会での反対派の約半分であった。117名のなかにも「補償額に不満」という者もいたので、原発について「絶対反対」という立場の者はこの時点では少数派であったことは間違いない。

もともと兼業漁家には賛成派が多く、漁協組合員も兼業漁家が少なくなかった。兼業漁家には出稼ぎ者が多く、原発によって出稼ぎに行かなくてもすむようになるという説明は説得力をもったことは言うまでもない。さらに、専業、兼業を問わず、漁業補償額次第では原発容認という漁家も少なくなかった。

上記議事録には表れていないが、聞き取り調査によれば、賛成派と反対派双方には白糠地区外からの「応援」が加担し、時には「機動隊」の出動もあったという。この「応援」の内容は今回の調査対象ではなかったが、こういった「応援」が対立を複雑化したことはあり得るであろう。

東通原発は2005年から営業運転している。原発建設中は当地の漁民から相当数が雇用されていたが、建設後雇用数は減少している。「原発ができると出稼ぎに行かなくてもよくなる」と言われていたが、その効果は予想よりも低かったと言わざるを得ない。

しかし、当地で現在も原発に反対している者は、少なくとも表だってはいない。当時の反対派のなかには「あれは条件闘争であった」と言う者もいると言われているが、原発を受け入れた白糠社会が存続している。

この状態を停滞した漁村社会と見ることもできるかもしれない。実際に山口県祝島で

の上関原発反対運動やそれを担う人々の活動と比較するとその感は強い。しかし、もう一つの別の視点からこの現象を見ることもできるのではないか。すなわち、村落社会、「ムラの柔軟性」という視点である。

ムラについての議論を回顧する余裕はないが、ここで念頭にあるのはムラの「ゴム毬原理」(桜井徳太郎)である。ムラはゴム毬のように、外的要因が圧迫してくれば引き下がり、それが取り除かれればもとにもどる。この原理を発展させれば、外的要因がムラに参入してきたとしても、ムラはそれを受忍し、時には自家薬籠化していく。そういった「柔軟性」をムラは持っており、原発はその外的要因の一つとして考えることもできよう。

その受容の仕方はそれぞれのムラで異なっているので、同じ原発という要因についても「条件次第で受け入れる」ムラもあれば、祝島のよう反対運動を継続しているムラもでてこよう。

原発問題についての立地地区の対応の差異は、その地区(ムラ)のおかれている状況(生業も含む)による差異が指摘されることが多かった。しかし、ここではその共通点としての「ムラの柔軟性」を求めることができるのではないか。そして、この「柔軟性」が、白糠での対立状況をも「飲み込んで」と言えるのではないであろうか。

そうであれば、その「柔軟性」はどこから生まれてきたのかという問題が提起されよう。これについては今後の課題とせざるをえない部分が残るが、これまでの研究代表による村落研究をも考慮すれば、以下の点は指摘できよう。

ムラは第一次産業に従事する「生活共同体」であるので、その共同性は経済合理性によってのみ維持されているわけではない。自然現象に左右されやすい第一次産業の場合、その生業には非合理的な要因も入り込んでくる。そういった生業では、時に「迷信」とも思われる事項も取り入れる必要があり、そういった点がムラの「柔軟性」を生み出していたと解釈することもできるのではないだろうか。そういった「柔軟性」は「生活の知恵」とも言うべきものであり、それは生活・生産の実践によって生み出されてきたと言えよう。

白糠地区での「ムラの柔軟性」が具現化した事例としては、「反対派」の一人が「対策委員会」の委員長に就任した時(1985年11月)以降の議事運営、あるいは総会において「対策委員会」の解散を決定した時(1990年5月)があげられる。

前者の場合は「交渉打ち切り」という決議も可能であったが、そうはならずむしろその後「交渉再開要求」を決めている。さらにチェルノブイリ事故後賛成派は「何も言えない」時期が続いたが、やはり「交渉打ち切り」にはならなかった。

後者の場合は対策委員会解散・「合同委員

会に一任」という反対派にとっては「不利な決定」をするとともに、反対派の一部が要求していた「一人あたり5000万円」という補償額を決定していた。

すなわち、どちらの場合も賛成派、あるいは反対派の要求のみを実現するのではなく(それが可能であったにもかかわらず)、双方の要求を折り合わせるという力学が働いているのであり、ここに当地での「ムラの柔軟性」が見られると言えよう。今後の課題はこの力学を微細に検討することによって、そのダイナミクスを検証することである。

その場合、白糠漁協での原発についての議論を、いわゆる「原発問題」とは別の視点から見ることでも可能であろう。すなわち、宮本常一の「村の寄りあい」や「村の意志」という視点である。

宮本は「村里としての生活」の場での「話し合いは今日のように論理づくめでは収拾のつかぬことになっていく場合が多かったと想像される」とし、「話の中にも冷却の時間を置いて、反対の意見が出れば出たで、しばらくそのままにしておき、そのうち賛成意見が出ると、また出たままにしておき、それについてみんなが考えあい、最後に最高責任者に決をとらせるのである。これならせまい村の中で毎日顔をつきあわせていても気まずい思いをすることは少なくないであろう。」(『忘れられた日本人』岩波文庫 20頁)と述べる。

さらに、行方不明になった子どもを村中の人間が素早く手分けして捜した事例をあげ、村には「目に見えぬ村の意志のようなものが動いていて、だれに命令されると言うことでなしに、ひとりひとりの行動におのずから統一ができていくようである」(同上 103頁)としている。

白糠漁協での原発についての上記の「長い時間をかけた議論」と最終的な補償金受託決定もこういった宮本の提言から見てみることもできるのではないだろうか。これは原発をも外的要因の一つにすぎず、それまでのムラでの議論の仕方を踏襲しているという見方にもなるが、この点から漁協内での議論の推移の検討は今後の課題となるであろう。

大間原発についての函館市の対応にも若干触れておきたい。2014年4月に函館市とその周辺自治体の首長10人が東京地裁に大間原発建設の差止訴訟を提起した。函館市の担当参事によると、この提訴は福島原発事故の影響が大きいという。

ただし、函館市としては原発一般に反対という立場ではない。そうではなく、大間原発の30キロ圏内に函館市が含まれており、そのため防災計画を立案せねばならない。そこでその負担を訴訟では強調していきたいということであった。

さらにこの訴訟が函館市の裁判所ではなく、東京地裁に提訴された理由は、弁護士の問題もあるが、それ以上に「注目を集められ

る」ということもあるとは、担当参事の言うところであった。この点はいわゆる「現代型訴訟」の問題でもあるが、本研究ではむしろ、この訴訟に地元の商工会議所やムラ〔集落〕や町内会〔自治会〕がどう関与していくかに関心がある。

この訴訟の行方はわからないが、祝島と同じように立地地区ではないが、その影響が懸念される地域からの反対運動の一つである。今後は自治体レベルでも原発のとらえ方の多様性を示す事例としてこの訴訟を捉えるとともに、上記のムラレベルでのとらえ方との対比から、〈自治体 原発 ムラ〉という原発を媒介とした自治体とムラの関係、特にムラや町内会と公共性の問題を考察していくことになる。

これは公共性とムラや町内会を対峙させるのではなく、中間集団とも言えるムラが有する「柔軟性」を公共性にどう接続するのか、あるいは接続できるのかという問題提起にもなる。この場合にも先の宮本常一の主張から「ムラの公共性」の構築を考えることができる。

さらに福島原発事故後の復興過程では、様々な困難な状況のなかで、特に農業部門での女性の活躍に注目した。先の祝島の「島民の会」のなかでも女性のしめる位置は小さくないことは確認できたが、そういった視点からの考察も今後の課題となるであろう。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

岩崎由美子

「女性農業者による地域活性化 「農村女性起業」を事例として―」、『野菜情報』(独立行政法人農畜産業振興機構)135号、2015年6月、pp.34~40、査読無

岩崎由美子

「避難女性農業者による「小さな復興」の取り組み―福島県飯舘村を事例に―」、『協同組合研究誌 にじ』(一般社団法人JC総研)651号 2015年9月、pp.95~106 査読無

塩谷弘康

「原発災害からの地域再生の課題」、『月刊NOSAI』(公益社団法人全国農業共済協会)68号、2016年3月、pp.10~20 査読無

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

林 研三(HAYASHI Kenzo)

札幌大学・地域共創学群・教授

研究者番号：60218568

### (2)研究分担者

塩谷 弘康(SHIOYA Hiroyasu)

福島大学・行政政策学類・教授

研究者番号：50250965

岩崎 由美子(IWASAKI Yumiko)

福島大学・行政政策学類・教授

研究者番号：80302313